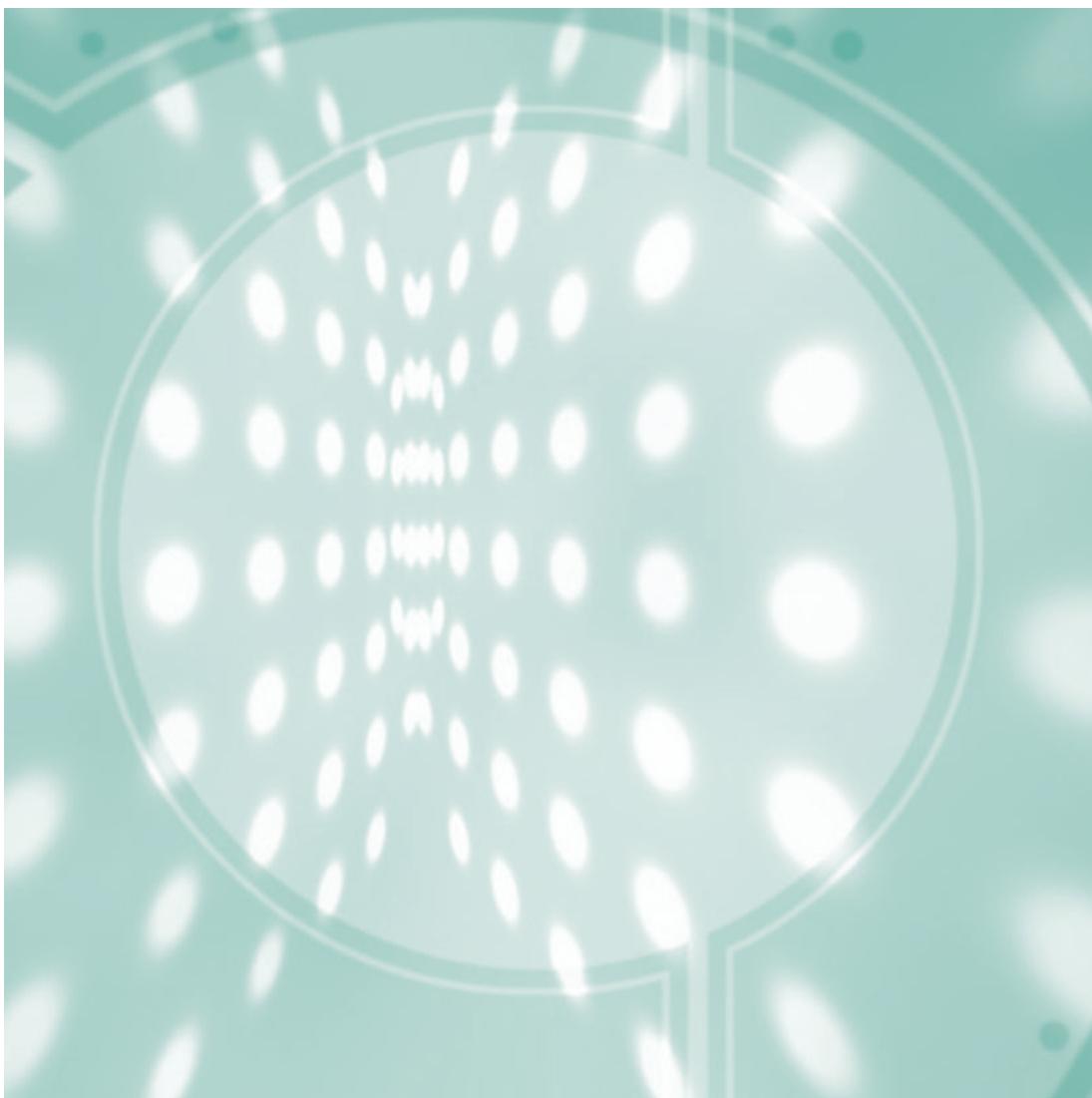


# 労災保険 介護(補償)給付 の請求手続



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

障害(補償)年金または傷病(補償)年金の受給者のうち障害等級・傷病等級が第1級の方すべてと第2級の「精神神経・胸腹部臓器の障害」を有している方が現に介護を受けている場合、介護補償給付(業務災害の場合)または介護給付(通勤災害の場合)が支給されます。

## ◆ 支給の要件 ◆

- 一定の障害の状態に該当すること。

介護(補償)給付は、障害の状態に応じ、常時介護を要する状態と随時介護を要する状態に区分されます。常時介護、随時介護を要する障害の状態は、次のとおりです。

該当する方の具体的な障害の状態	
常時介護	<p>① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する方(障害等級第1級3・4号、傷病等級第1級1・2号)</p> <p>② <ul style="list-style-type: none"><li>・両眼が失明するとともに、障害または傷病等級第1級・第2級の障害を有する方</li><li>・両上肢および両下肢が亡失又は用廃の状態にある方など①と同等度の介護を要する状態である方</li></ul></p>
随時介護	<p>① 精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する方(障害等級第2級2号の2・2号の3、傷病等級第2級1・2号)</p> <p>② 障害等級第1級または傷病等級第1級に該当する方で常時介護を要する状態ではない方</p>

- 現に介護を受けていること。

民間の有料の介護サービスなどや親族または友人・知人により、現に介護を受けていることが必要です。

- 病院または診療所に入院していないこと。(※)

- 老人保健施設、障害者支援施設(生活介護を受けている場合に限る)、特別養護老人ホームまたは原子爆弾被爆者特別養護ホームに入所していないこと。(※)

※これらの施設に入所している間は、施設において十分な介護サービスが提供されているものと考えられることから、支給対象とはなりません。

## ◆ 給付の要件 ◆

介護（補償）給付の支給額は、次のとおりです（平成23年4月1日改正）。

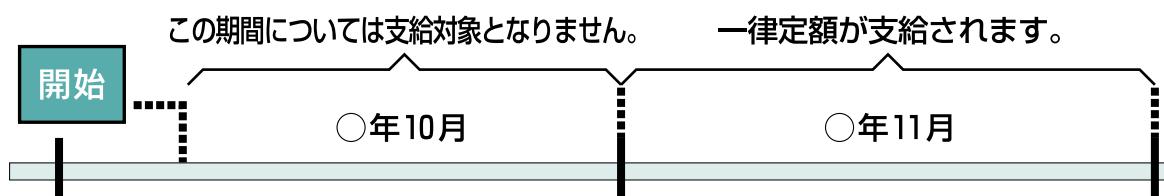
### （1）常時介護の場合

- ① 親族または友人・知人の介護を受けていない場合には、  
介護の費用として支出した額（ただし、104,530円を上限とします。）が支給されます。
- ② 親族又または友人・知人の介護を受けているとともに、
  - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として56,720円が支給されます。
  - イ 介護の費用を支出しており、その額が56,720円を下回る場合には、一律定額として、56,720円が支給されます。
  - ウ 介護の費用を支出しており、その額が56,720円を上回る場合には、その額が支給されます。  
(ただし、104,530円を上限とします)

### （2）随時介護の場合

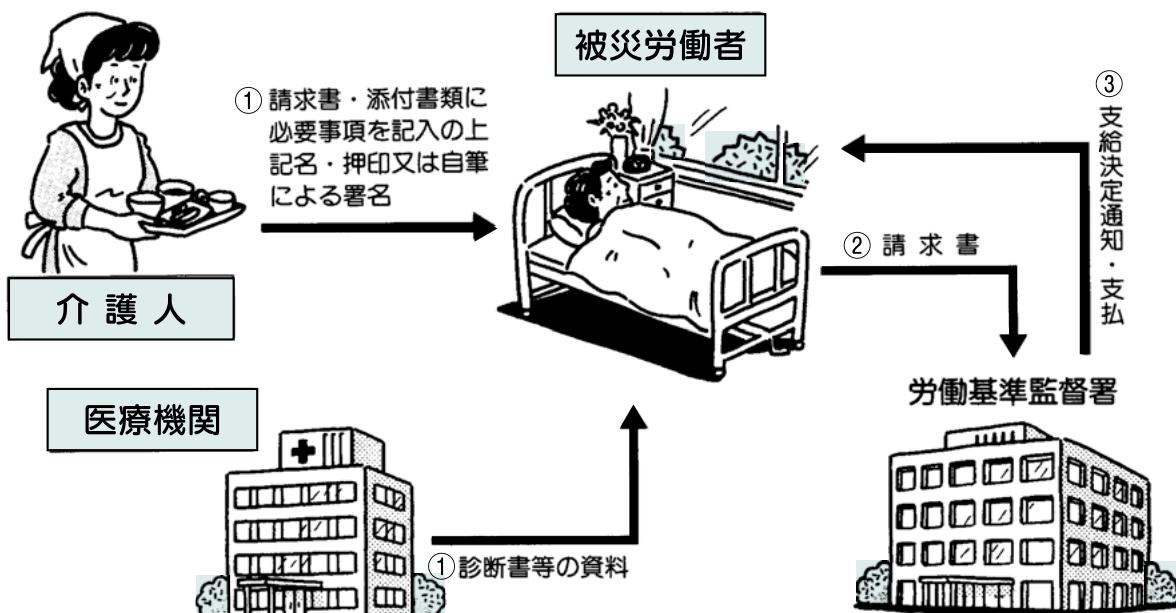
- ① 親族または友人・知人の介護を受けていない場合には、  
介護の費用として支出した額が支給されます。（ただし、52,270円を上限とします）
  - ② 親族または友人・知人の介護を受けているとともに、
    - ア 介護の費用を支出していない場合には、一律定額として28,360円が支給されます。
    - イ 介護の費用を支出しており、その額が28,360円を下回る場合には、一律定額として、28,360円が支給されます。
    - ウ 介護の費用を支出しており、その額が28,360円を上回る場合には、その額が支給されます。  
(ただし52,270円を上限とします)
- また、月の途中から介護が開始された場合は、次のとおりとなります。
- I 介護費用を支払って介護を受けた場合→上限額の範囲で介護費用が支給されます。
  - II 介護費用を支払わないので親族等から介護を受けた場合→介護開始の月は支給されません。

（例）平成〇年10月の途中から親族等により介護を受けはじめた場合



この場合も、請求書の「請求対象年月」欄には、介護を開始した月（この例では平成〇年10月分）についても記入してください。

## 請求の手続き



介護(補償)給付を請求するときは、所轄の労働基準監督署長に、「介護補償給付・介護給付支給請求書」(様式第16号の2の2)を提出してください。

### ●提出に当たって必要な添付書類

こういうときは	添付書類
必ず添付するもの	医師または歯科医師の診断書
介護の費用を支出している場合	費用を支出して介護を受けた日数と費用の額を証明する書類

※この他、必要とする書類を提出していただく場合があります。

なお、傷病(補償)年金の受給者および障害等級第1級3号・4号または第2級2号の2・2号の3に該当する方については、診断書を添付する必要はありません。

また、継続して2回目以降の介護(補償)給付を請求するときにも、診断書は必要ありません。

介護(補償)給付の請求は、1か月を単位として行いますが、3か月分をまとめて請求しても差し支えありません。

## 請求に関する時効

介護(補償)給付は、介護を受けた月の翌月の1日から2年を経過すると、時効により請求権が消滅しますのでご注意ください。

# 請求書記載例

業務災害の場合は、介護補償給付を〇で囲むか介護給付を一で消してください。  
また、通勤災害の場合は、  
介護給付を〇で囲むか介護  
補償給付を一で消してく  
ださい。

受給している年金の□に✓  
を付すとともに、等級を記  
入してください。

あなたの年金証書の番号を記入してください。なお、まだ年金証書を受け取っていない方は記入不要です。

介護(補償)給付の支給を請求する年月について記入してください。

請求する年月のうち、費用を支払って介護を受けた場合のみ、その日数と要した費用を記入してください。  
なお、費用を支払っていない場合には記入不要です。

銀行等に振込を希望する場合は、請求人本人の口座番号を記入してください。

あなたに対して介護をした方について、氏名、生年月日、続柄、介護期間（介護を行った最初の日と最終の日）。介護を行った日数を記入し、区別について該当するものに○をつけてください。

なお、区分がハ、ニの場合については、氏名、生年月日、続柄の記入は不要です。

自筆による署名の場合には、  
押印は必要ありません。

親族または友人・知人により介護を受けた場合には、介護をした方の申立てが必要となります。

介護をした方に住所、氏名、電話番号の記入をお願いしてください。

### [介護の事実に関する申立て]

【お問い合わせに関する手立て】		私は、上記及びひのとおり會議に從事したことを申し立てます	
住 所	千代田区霞が関東一丁目二番地	氏 名	厚勞 桃子 (音) (印) (母)
	千代田区九段南〇〇〇	名 前	弓樹 恵子 (音) (印) (母)

## 証明書記載例

### 介護に要した費用の額の証明書

被介護者氏名	厚勞 太郎	対象年月	平成22年 7月分
介護人 の 証 明	介護を行った日 及 び 日 数	3 日から 日から まで 計 12 日間	介護を受けた方の氏名を 記入してください。
	介護を行った 場 所	厚労太郎 宅 (千代田区霞が関 1-2-2)	介護を行った年月を記入 してください。 なお、この用紙は1月につき1枚使用し、複数月分まとめて記入しないで ください。
	代 金	72,000 円	その月に介護を行った日 とその日数を記入してく ださい。
	平成22年 7月における介護の代金として上記の金額を領収したこ とを証明します。		
	平成22年 9月 5日		
	介護人の住所 赤羽市千種台×-× 電話 0489-×0-9182 氏名 基準 友子 (押印) 職業 家政婦・看護師・その他 ( ) 被介護者との親族関係 (無)・有(被介護者の ) 被介護者との同居の有無 有(無)		

- 〔注意〕 1. 介護人の職業欄、被介護者との親族関係の欄及び被介護者との同居の有無欄は、該当事項を○で囲み、必要事項を記載すること。  
 2. 介護人の氏名欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができるること。